
会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会（以下「当協議会」）と、一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会会員（以下「会員」）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会事務局（以下「当協議会事務局」）では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総則

第1条（会員規約の適用）

当協議会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協議会の運営を行います。また、当協議会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条（会員規約の変更）

当協議会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協議会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協議会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第3条（用語の定義）

1. 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。
2. 会員とは、当協議会会員の総称です。
3. 書面とは、当協議会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)を指します。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当協議会事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第2章 入会申込等

第4条（入会申込）

当協議会への入会の申込をする方は、当協議会が別に定める入会金および年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協議会事務局に提出することとします。

第5条（入会申込の拒絶等）

1. 当協議会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

2. 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
3. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
4. その他、前各項に準ずる場合で、当協議会が入会を適当でない判断した場合

第6条（会員の種類・年会費）

会員の種類、入会金、年会費、資格および特典は、次の各号の通りです。なお年会費の口数に制限はありません。

(1) A 会員・・・医療機関

- | | |
|-----------|---------------|
| a 診療所等 | 年会費 20,000 円 |
| b 200 床未満 | 年会費 100,000 円 |
| c 400 床未満 | 年会費 150,000 円 |
| d 400 床以上 | 年会費 200,000 円 |

資格：当協議会の趣旨に賛同して基金を拠出し、当協議会におけるサイバーセキュリティ支援を受けるもの。当協議会が運営する情報交換ワークショップ、イベント（協議会、座談会ほか）への参加のために入会したもの

特典：サイバーセキュリティに関するコミュニティにおける相談、互助的支援要請、当協議会が参加するイベントへの参加、当協議会からの情報共有、グループワークサイトへの参加

(2) B 会員・・・医療機関に対するサプライヤー法人・サプライヤー個人事業主

- | | |
|---------|---------------|
| a 法人 | 年会費 100,000 円 |
| b 個人事業主 | 年会費 5,000 円 |

資格：当協議会の趣旨に賛同し基金を拠出し、当協議会におけるサイバーセキュリティ支援に協力するもの。当協議会が運営する情報交換ワークショップ、イベント（協議会、座談会ほか）への参加のために入会したもの

特典：サイバーセキュリティに関するコミュニティにおける相談、互助的支援要請、当協議会が参加するイベントへの参加、当協議会からの情報共有、グループワークサイトへの参加

(3) 賛助会員・・・協議会との業務提携等に基づく会員資格

年会費は別途契約によって定める

資格：当協議会の趣旨に賛同して基金を拠出し、さまざまな活動において活動を共にする法人・個人

特典：当協議会が参加するイベントへの参加、当協議会からの情報共有、グループワークサイトへの参加

(4) オブザーバー・・・官公庁、任意団体メンバー

理事会の決議に基づき原則無償

資格：当協議会の趣旨に賛同し、さまざまな活動において活動を共にする官公庁、当事務局が認める任意団体もしくはそれらの組織に所属する個人

特典：当協議会が参加するイベントへの参加、当協議会からの情報共有、グループワークサイトへの参加
(5) 役員、正会員・・・執行部・理事・監事・顧問など

資格：当協議会を運営する義務を負う

第7条（年会費の免除）

当協議会は、次の各号に該当する場合、年会費を一部または全額免除します。

- (1) A 会員および B 会員のうち、当協議会の役員に就任した者は、就任期間中に支払うべき年会費を一部免除します。
- (2) 当協議会活動に多大な貢献を行った場合や、当協議会が適当と判断した場合、年会費を一部及び全額免除することがあります。

第8条（会員資格有効期限）

1. 会員資格有効期限は次の各項に定めます。
2. 会員資格有効期限は、A 会員および B 会員については毎年 4 月から翌年 3 月末日までとします。賛助会員については別途契約で定めます。
3. 会員資格有効期限の起算日は、当法人が入会を承認し、年会費の支払われた日とします。
4. 会員資格の継続を希望する会員は、有効期限満了日までに次年度の年会費を当協議会所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期限が次の 3 月末日まで延長されるものとします。
5. 有効期限が満了した場合であっても、会員は、当該満了日から 3 ヶ月を経過するまでの間に次年度の年会費を入金することにより、会員資格の継続ができます。尚、有効期限満了日から 3 ヶ月を経過した後に再度当会への入会を希望する場合は、改めて入会手続きを行なうものとします。

第3章 入会申込記載事項の変更等

第9条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協議会事務局に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当協議会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当協議会はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

第10条（会員資格の喪失） 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 法人会員

- a 退会届の提出をしたとき
 - b 解散した時
 - c 1年以上年会費を滞納したとき。
- (2) 個人会員
- a 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - b 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - c 1年以上年会費を滞納したとき。
- (3) 全ての会員の同意があったとき。

第11条（退会）

1. 退会しようとする場合は、退会の旨を当協議会事務局に届け出て退会することができます。
2. 前項により退会した場合、既に払い込んでいる会費は返還されない。また、既に請求が発生している会費は納入の義務を負うものとする。

第12条（会員資格の停止・解除）

当協議会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 年会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当協議会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当協議会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当協議会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当協議会が会員として不相当と判断した場合
- (9) 会員間（特に医療施設、業者間）の相互信頼に反する行為をおこなった場合

第13条（拠出金品の不返還）

一度払い込まれた会費及びその他の拠出金品は返還しません。

第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

第14条（措置）

会員資格有効期限が過ぎ、当協議会からの通知のあとも、当協議会が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当協議会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第6章 会員証の発行等

第15条（会員証の発行）

1. 当協議会は、会員に対し、会員証書1枚を発行します。
2. 会員証の有効期限は、第8条で定める会員資格有効期限までとします。
3. 当協議会の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。
4. 会員証及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
5. 会員証を紛失した場合は、速やかに当協議会事務局に届け出たうえで、手数料1500円を添えて、再発行の手続きをしてください。
6. 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、当協議会に返却するものとします。

第7章 商号及び商標等の利用

第16条（商号及び商標等の利用）

当協議会が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当協議会の事前の書面による承認を得る必要があります。

第8章 禁止行為

第17条（禁止行為）

1. 会員は無断で当協議会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。
2. その他、当協議会が目指す医療業界のサイバーセキュリティの向上の目的を理解し、第12条各号に定める行為、当協議会の主旨に反する行為等を行ってはいけません。

第9章 情報管理

第18条（個人情報保護）

1. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等) は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
2. 当協議会は、当協議会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協議会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第10章 知的財産

第19条 (知的財産の帰属)

当協議会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協議会に帰属します。

第20条 (知的財産の保護)

当協議会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第11章 損害賠償等

第21条 (損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協議会が損害を受けた場合、当該会員は、当協議会が受けた損害を当協議会に賠償することとします。

第22条 (免責)

当協議会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第18条第2項に定める場合および当協議会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第12章 残存条項

第23条 (残存条項)

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第14条、第17条から第22条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第13章 その他

第24条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第25条（裁判管轄）

当協議会および会員は、当協議会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第26条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当協議会が定めるものとします

付 則

- この規約は 令和4年8月1日より施行する。
- 令和4年11月27日、改訂して即時施工する
 - 第12条の9追加
 - 第17条の2を修正

____年__月__日

一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会

理事長 村井 勝 様

協議会入会申込書

貴協議会の設立趣旨・活動に賛同し、会員規約の遵守を誓約いたします。つきましては、協議会に入会させていただきたくお願いいたします。

会員種別： _____

組織・代表者名： _____

住所： _____

メールアドレス： _____

電話番号： _____

振込先： 三井住友銀行(0009) 築地支店(625) 普通 7633565

三菱 UFJ 銀行(0005) 月島支店(326) 普通 0257166

GMO あおぞらネット銀行(0310) 法人営業部支店(101) 1437838

一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会

※Square によるクレジットカードによるオンライン決済も利用可能ですのでお問合せください。

領収書・兼・協議会会員証

____年__月__日

____様

____年度会費として 金 _____円領収しました。

貴殿を、____年度の一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会の会員と認めます。

一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会 理事長 村井勝.

東京都中央区佃 2-2-11-3711